

附則

附則（昭和42年4月1日 厚生省収年第200号）

第1条（施行期日）

この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

第2条（再計算に関する経過措置）

この基金は、設立後、最初の再計算を3年後に行うものとする。

附則（昭和42年9月6日 厚生省収年第458号）

この規約変更は、認可の日から施行し、昭和42年9月1日より適用する。

附則（昭和43年6月12日 厚生省収年第604号）

この規約は、厚生大臣の認可のあった日から施行し、それぞれ次の区分により適用する。

- (1) 規約第43条第2号および第44条第3項に係る変更規定については昭和42年4月1日から

附則（昭和43年12月20日 厚生省収年第996号）

この規約は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。

附則（昭和44年12月20日 厚生省収年第1496号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

第2条（標準給与に関する経過措置）

昭和44年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち同年10月の標準給与月額が7千円、8千円若しくは9千円又は6万円である者（当該標準給与月額の基本となった給与の月額が6万2千円未満である者を除く。）の標準給与は、当該標準給与月額の基本となった給与の月額をこの規約による変更後の規約第38条第1項の規定による標準給与の基本となる給与の月額とみなして、昭和44年11月1日に改定する。

2. 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和44年11月から昭和45年9月までの各月の標準給与とする。

第3条（平均標準給与月額の計算に関する特例）

昭和44年11月1日前に加入員であった者に関し、同日以後に退職年金を受ける権利を有するに至った者に支給する退職年金につき平均標準給与月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準給与月額に1万円に満たないものがあるときは、これを1万円とする。

第4条 (従前の年金額の特例)

昭和44年11月1日において現に第6章の規定によりその額が計算された退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該退職年金については、その額を第6条の規定及び前条の規定により計算した額とする。

第5条 (掛金に関する経過措置)

昭和44年10月以前の月に係る掛金の額は、なお従前の掛金率及び負担割合による。

第6条 (年金の支給開始に係る特例)

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴い、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の適用の日に厚生年金保険の通算老齢年金の受給権を取得したことによりこの基金の退職年金の受給権を取得した者に支給する当該退職年金は、規約第45条の規定にかかわらず昭和44年1月1日からとする。

附則(昭和46年3月20日 厚生省収年第294号)

第1条 (施行期日)

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

第2条 (従前の掛金)

昭和46年3月以前の月にかかる掛金については、なお従前の掛金率による。

附則(昭和46年11月4日 厚生省収年第2376号)

第1条 (施行期日)

この規約は、昭和46年11月1日から施行する。

附則(昭和49年2月26日 厚生省収年第743号)

第1条 (施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、昭和48年11月1日から適用する。

第2条 (標準給与に関する経過措置)

昭和48年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引続き加入員の資格を有する者のうち、同年10月の標準給与月額が18千円以下である者又は134

千円である者の標準給与は、当該標準給与月額の基本となった給与の月額を改正後の法第20条の例による規約第38条に規定する標準給与の基本となる給与の月額とみなして昭和48年11月1日に改定する。

2. 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和48年11月から昭和49年9月までの各月の標準給与とする。

附則（昭和49年10月31日 厚生省収年第4139号）

第1条（施行期日）

この規約は、昭和49年11月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

昭和49年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和51年3月17日 厚生省収年第346号）

第1条（施行期日）

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

昭和51年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和51年8月17日 厚生省収年第2851号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

第2条（掛金に関する経過措置）

昭和51年7月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

第3条（標準給与に関する経過措置）

昭和51年8月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月の標準給与の月額が28,000円以下である者又は200,000円である者の標準給与は、当該標準給与月額の基本となった給与の月額を改正後の法第20条の例による規約第38条に規定する標準給与の基本となる給与の月額とみなして、昭和51年8月1日に改定する。

2. 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和51年8月及び9月の標準給与とする。

附則（昭和53年3月9日 民生局保険部保険課）

この規約は、公告の日から施行し、昭和53年1月26日から適用する。

附則（昭和53年7月27日 厚生省収年第2663号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

第2条（給付に関する経過措置）

70歳に達する月前に加入員の資格を取得した者で、昭和53年6月1日において、70歳以上の加入員であり、かつ、退職年金の支給を受けていないときは、昭和53年6月から退職年金を支給する。

2. 前項における退職年金の額については、第44条第2項の規定にかかわらず70歳以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

第3条 70歳に達する月前に退職年金の受給権を取得した者で、昭和53年6月1日において、70歳以上の加入員である退職年金の受給権者（第44条第3項の規定により既に70歳以後において退職年金の額の改定が行われている者を除く。）に支給する退職年金の額は、その者が70歳に達した月前における加入員であった期間を退職年金の計算の基礎とするものとし、昭和53年6月からその額を改定する。

附則（昭和55年11月11日 厚生省収年第3148号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

第2条（標準給与に関する経過措置）

昭和55年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が42,000円以下であるもの又は320,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額330,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第20条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、昭和55年10月から昭和56年9月までの各月の標準給与とする。

第3条（掛金に関する経過措置）

昭和55年9月以前の月に係る普通掛金の額は、なお従前の例による。

附則（昭和55年12月8日 厚生省収年第4215号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

第2条（給付に関する経過措置）

変更後の規約第47条第3項の規定による退職年金の支給の停止については、昭和55年6月1日から同年9月30日までの間は、同条第3項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第82号）附則第9条及び第14条の規定による読み替え後の法第46条第1項又は第46条の7第1項」とする。

2. 昭和55年5月以前の月に係る東京織物卸商厚生年金基金の規約による給付であって、同年6月1日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

附則（昭和56年3月19日 厚生省収年第1239号）

第1条（施行期日）

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

昭和56年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和60年5月31日 厚生省収年第2525号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

第2条（給付に関する経過措置）

この規約の適用の際現にこの規約による変更前の規約によって退職年金を受ける権利を有する者に支給する退職年金については、その額をこの規約による変更後の規定による計算した額とする。

2. 昭和60年3月以前の月に係る退職年金については、なお従前の例による。

附則（昭和60年9月30日 厚生省収年第4219号）

第1条（施行期日）

この規約は、昭和60年10月1日から施行する。

第2条（標準給与に関する経過措置）

昭和60年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は厚生年金保険法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であつて、同年同月の標準給与の月額が、64,000円以下であるもの又は、410,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が425,000円未満であるものを除く。）標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、昭和60年10月から昭和61年9月までの各月の標準給与とする。

第3条（掛金に関する経過措置）

昭和60年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和61年3月31日 厚生省収年第1782号）

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附則（昭和61年6月20日 厚生省収年第3530号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

第2条（加入員の資格に関する経過措置）

大正10年4月1日以前に生まれた者であつて、昭和61年3月31日において、この基金の加入員であつた者（昭和61年4月1日に変更後の規約第38条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。）は、昭和61年4月1日に当該加入員の資格を喪失する。

第3条（代議員及び役員の資格に関する経過措置）

この基金の代議員及び役員の資格については、昭和63年3月31日（同日において現

にこの基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、変更後の規約第7条及び第9条第1項中「加入員」とあるのは「加入員(昭和63年3月31日までの間に変更後の規約第38条第5号に該当することにより加入員の資格を喪失した者及び前条の規定により加入員の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失したときから引き続き設立事業所に使用されているものを含む。)」とする。

第4条 (給付に関する経過措置)

大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金の受給権者については、変更後の規約第45条、第46条及び第49条の規定を適用せず、変更前の規約第43条、第44条(第3項第3号及び第4号を除く。)及び第47条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同規約第47条第3項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは、「法附則第11条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者の退職年金の支払期月については、昭和61年12月31日までの間は、変更前の規約第45条の規定は、なおその効力を有する。

2. この基金が支給する年金たる給付であつて、昭和61年4月1日前に支給事由の生じたもの(前項に規定する者に支給するものを含む。)については、前項及び次条の規定を適用する場合を除き、なお、従前の例による。

3. 昭和61年4月1日前にこの基金が支給する年金たる給付の受給権を得た後、再びこの基金の加入員となった者に係る年金たる給付の額を昭和61年4月1日以後に改定又は裁定する場合には、前項の規定にかかわらず、変更後の規約第46条の規定によって得た額とする。ただし、その額が従前の当該年金給付の額に満たないときは、これを従前の当該年金給付の額に相当する額とする。

第5条 (年金給付の費用の負担に関する経過措置)

この基金が支給する年金たる給付のうち昭和61年4月1日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

第6条 (業務の委託に関する経過措置)

この基金が変更前の規約第62条により委託する業務のうち、国庫負担金に関する事務については、当該業務が存する間にあつては、変更後の規約第64条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和62年3月31日 厚生省収年第2118号）

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附則（昭和62年10月26日 厚生省収年第4474号）

この規約は、認可の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

第4条（給付に関する経過措置）

大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）の受給権者については、変更後の規約第45条、第46条及び第49条の規定を適用せず、変更前の規約第43条、第44条（第3項第3号及び第4号を除く。）及び第47条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同規約第47条第3項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは、「法附則第11条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者の退職年金の支払期月については、昭和61年12月31日までの間は、変更前の規約第45条の規定は、なおその効力を有する。

附則（昭和63年3月31日 厚生省収年第2480号）

第1条（施行期日）

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

第2条（給付に関する経過措置）

昭和63年4月1日前において、現にこの規約による変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者及び規約第50条の規定に該当する者に係る給付については、なお従前の例による。

附則（平成元年5月9日 厚生省収年第3218号）

この規約は、認可の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附則（平成2年5月11日 厚生省収年第4283号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成2年2月1日から適用する。ただし、次条については、平成元年12月1日から適用する。

第2条（標準給与に関する経過措置）

平成元年12月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成元年11月の標準給与の月額が76,000円以下であるもの又は470,000円であるもの（当該標準給与の月額の基本となった給与月額が485,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基本となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与の基本となる給与月額とみなして改定する。

2. 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年12月から平成2年9月までの各月の標準給与とする。

附則（平成3年3月7日 厚生省収年第1576号）

この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行する。

附則（平成3年3月26日 厚生省収年第2084号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

平成3年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則（平成3年3月31日 厚生省収年第4018号）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附則（平成5年12月1日 厚生省収年第8582号）

この規約は、認可の日から施行する

附則（平成5年12月16日 厚生省収年第8865号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成6年1月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

平成5年12月以前の月に係る掛金率については、なお従前の例による。

附則（平成6年11月30日 届出）

第1条（施行期日）

この規約は、平成6年11月24日から施行し、平成6年11月から適用する。

第2条（標準給与に関する経過措置）

平成6年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成6年10月の標準給与の月額が、86,000円以下であるもの又は530,000円であるもの（当該標準給与の月額の基本となった給与の月額が545,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基本となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基本となる給与月額とみなして改正する。

2 前項の規定により改正された標準給与は、平成6年11月から平成7年9月までの各月の標準給与とする。

第3条（掛金に関する経過措置）

平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附則（平成7年3月31日 厚生省収年第6066号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成7年3月31日 厚生省収年第1323号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

平成7年3月以前に係る掛金については、なお従前の例による

附則（平成7年3月30日 厚生省収年第1504号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

第2条（給付費等の負担割合に関する経過措置）

この規約変更の施行日から平成7年6月15日までの間について改正後の第63条の規定を適用する場合においては、同条第5項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表（Ⅰ）に掲げる信託会社と締結した法第130条の2第1項の規定による信託契約において同表に掲げる割合」と、同条第6項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表（Ⅱ）に掲げる生命保険会社と締結した法第130条の2第1項の規定による保険契約において同表に掲げる割合」とする。

附則別表（Ⅰ）

信 託 会 社

信託会社名	割 合
東洋信託銀行株式会社	100分の55
株式会社大和銀行	100分の21
住友信託銀行株式会社	100分の15
三菱信託銀行株式会社	100分の 3
三井信託銀行株式会社	100分の 3

附則別表（Ⅱ）

生 命 保 険 会 社

生命保険会社名	割合
日本生命保険相互会社	100分の1
第一生命保険相互会社	100分の1
三井生命保険相互会社	100分の1

附則（平成7年3月31日 厚生省収年第3632号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

第2条（支給停止に関する経過措置）

この規約による改正後の東織厚生年金基金規約（以下「改正後の基金規約」という。）の退職年金の受給権者（昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。）については、その者が法第9条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第49条の規定は適用せず、この規約による改正前の東織厚生年金基金規約（以下「改正前の基金規約」という。）第49条の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金の額につき改正後の基金規約第49条第3項の

規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される
部分の額

(2) 当該退職年金の額につき改正前の基金規約第49条第3項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条

平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金の受給権を有していた者については、その者が被保険者である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第49条の規定は適用せず、改正前の基金規約第49条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成8年2月15日 届出 ）

（施行期日）

この規約は、平成7年10月1日から施行する。

附則（平成8年3月5日 厚生省収年第840号 ）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

この基金の設立事業所が脱退により設立事業所でなくなったとき（合併等により他の設立事業所に引き継がれる場合を除く。）は、給付に要する費用に充てるため、当該設立事業所の事業主は、設立事業所でなくなった日における当該設立事業所に係る未償却債務等の額を全額負担し、設立事業所でなくなった月の翌月末日までにこの基金に納付しなければならない。

2 前項の未償却債務等の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1)前年度（設立事業所でなくなった日の属する月が4月から9月までの場合においては前々年度をいう。以下この条において同じ。）の決算における繰越不足金に、脱退日の直前の決算時におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する脱退事業所の加入員に係る標準給与月額の割合を乗じて得た額

(2)脱退事業所の加入員の脱退により生じる計算基礎率への影響を、脱退日の直前の財政再計算時の数値を使用して算定した額

附則（平成8年3月5日 厚生省収年第3598号 ）

第1条（施行期日）

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

第2条（掛金に関する経過措置）

平成8年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

第3条（特別掛金）

この基金は、この基金が支給する退職年金に要する費用に充てるため、当分の間、その給付の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の特別掛金の額は、加入員の標準給与の月額に4/1000を乗じて得た額とする。

第4条（特別掛金の負担割合）

加入員及び事業主は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ掛金を負担する。

(1) 加入員 2/4

(2) 事業主 2/4

第5条（未償却資産の一括拠出）

この基金は、この基金の設立事業所が設立事業所でなくなったとき（合併等により他の設立事業所に引継がれる場合を除く。）は、当該設立事業所の加入員に係る退職年金の給付に充てるため、未償却債務を当該設立事業所の事業主から一括徴収するものとし、事業主は、設立事業所でなくなった日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

2 前項の未償却債務の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 当該設立事業所が設立事業所でなくなった日の属する月の前月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その月）において、附則第3条第2項の規程により算出された特別掛金の額。

(2) 設立事業所でなくなった月の属する月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その翌月）から平成22年3月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率。

附則（平成8年5月24日 届出）

この規約は、届出の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則（平成8年12月2日 厚生省収年第8936号）

（平成8年3月5日認可）附則第2条第2項中「標準給与月額」を「責任準備金の額」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則（平成8年12月2日 厚生省収年第8937号）

（平成8年3月29日認可）附則第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2（育児休業期間中の加入員の特例）

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をしている加入員（法第129条第2項に規定する加入員を除く。）が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による加入員の負担すべき掛金の額を免除する。

2 育児休業している加入員であって法第129条第2項に規定する加入員である者が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による加入員の負担すべき掛金に第54条第3項第2号に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

附則

（施行期日）

第1条 この規約は認可の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則（平成8年12月25日 厚生省収年第9277号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則（平成9年3月17日 厚生省収年第1073号）

（施行期日）

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附則（平成9年3月28日 厚生省収年第3878号）

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則（平成9年3月31日 厚生省収年第3879号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

第2条（事務費掛金に関する経過措置）

平成9年3月31日以前の月に係る事務費掛金については、なお従前の例（事務費掛金率）による。

附則（平成9年5月30日 届出 ）

この規約は、平成9年5月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則（平成9年9月30日 厚生省収年第6320号 ）

この規約は、認可の日から施行する。

附則（平成10年3月31日 厚生省収年第3077号 ）

第1条（施行期日）

この附則は、平成10年4月1日から施行する。

第2条（特別掛金に関する経過措置）

平成10年3月以前の月に係る特別掛金については、なお従前の例（特別掛金掛金率及び負担割合）による。

第3条（特別掛金）

この基金は、この基金が支給する退職年金に要する費用に充てるため、当分の間、その給付の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の特別掛金の額は、加入員の標準給与の月額に18/1000を乗じて得た額とする。

第4条（特別掛金の負担割合）

加入員及び事業主は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ掛金を負担する。

(1)加入員 6.5/18

(2)事業主 11.5/18

第5条（育児休業期間中の加入員の特例）

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をしている加入員（法第129条第2項に規定する加入員を除く。）が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による加入員の負担すべき掛金の額を免除する。

2 育児休業をしている加入員であって法第129条第2項に規定する加入員である者が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による加入員の負担すべき掛金に第54条第3項第2号に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

第6条（未償却資産の一括拠出）

この基金は、この基金の設立事業所が設立事業所でなくなったとき（倒産等による場合を除く。）は、当該設立事業所の加入員に係る退職年金の給付に充てるため、未償却債務を当該設立事業所の事業主から一括徴収するものとし、事業主は、設立事業所でなくなった日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

2 前項の未償却債務の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 当該設立事業所が設立事業所でなくなった日の属する月の前月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その月）において、附則第3条第2項の規定により算出された特別掛金の額。

(2) 設立事業所でなくなった日の属する月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その翌月）から平成24年3月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率。

附則（平成10年4月27日 厚生省収年第3310号）

第1条（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成10年3月31日から適用する。

第2条（最低保全給付から控除する過去勤務債務の未償却分に相当する給付額）

第36条に定める加入員である者の最低保全給付は、給付改善した場合に生じた過去勤務債務の未償却分に相当する給付額を控除したものとする。

附則（平成10年6月23日 厚生省収年第3964号）

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附則（平成10年11月19日 厚生省収年第6143号）

第1条（施行期日）

この規約は、平成11年4月1日から適用する。

第2条（給付に関する経過措置）

平成11年4月1日前において、現にこの規約による変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者及び規約第50条の規定に該当する者に係る給付については、なお従前

の例による。

附則（平成10年11月19日 厚生省収年第6144号）

（平成8年3月5日認可）附則第2条第1項中「(合併等により他の設立事業所に引き継がれる場合を除く。)」を「(倒産等による場合を除く。)」に改める。

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

附則（平成11年3月9日 届出）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成11年3月9日 届出）

厚生省収年第3077号

平成10年3月31日認可 附則

第5条（育児休業期間中の加入員の特例）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をしている加入員（法第129条第2項に規定する加入員を除く。）が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による加入員の負担すべき掛金の額を免除する。

附則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成11年3月9日 届出）

この規約は、平成11年2月10日から施行する。

附則（平成11年3月31日 厚生省収年第2828号）

厚生省収年第3077号

平成10年3月31日認可 附則

第6条（未償却資産の一括抛却）

この基金は、この基金の設立事業所が設立事業所でなくなったとき（倒産等による場合

を除く。)は、未償却債務を当該設立事業所の事業主から一括徴収するものとし、事業主は、設立事業所でなくなった日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

2 前項の未償却債務の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に脱退日の直前の10月31日におけるこの基金の加入員全員の標準給与月額累計の総額に対する脱退事業所の加入員全員に係る標準給与月額累計の総額の割合を乗じて得た額とする。

(1)当該設立事業所が設立事業所でなくなった日の属する月の前月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その月）において、附則第3条第2項の規定により算出された当該事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2)設立事業所でなくなった日の属する月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その翌月）から平成24年3月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成11年2月10日から適用する。

附則（平成11年3月16日 届出 ）

附則

この規約は、平成12年3月7日から施行する。

附則別表

未償却年数別乗率

未償却年数	率
0 年	0. 0 0 0 0
1	1 1. 6 5 8 4
2	2 2. 7 0 8 9
3	3 3. 1 8 3 4
4	4 3. 1 1 1 8
5	5 2. 5 2 2 6
6	6 1. 4 4 2 9
7	6 9. 8 9 8 1
8	7 7. 9 1 2 5
9	8 5. 5 0 9 1
1 0	9 2. 7 0 9 6
1 1	9 9. 5 3 7 4
1 2	1 0 6. 0 0 4 1
1 3	1 1 2. 1 3 6 2
1 4	1 1 7. 9 4 5 8
1 5	1 2 3. 4 5 7 9

（注）未償却年数は平成22年3月までの期間

A年B月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

=A年の率+ {(A+1)年の率-A年の率} × B / 12

附則（平成10年3月31日 厚生省収年第3077号）

附則別表

未償却年数別乗率

未償却年数	率
0 年	0. 0 0 0 0
1	1 1. 6 5 8 4
2	2 2. 7 0 8 9
3	3 3. 1 8 3 4
4	4 3. 1 1 1 8
5	5 2. 5 2 2 6
6	6 1. 4 4 2 9
7	6 9. 8 9 8 1
8	7 7. 9 1 2 5
9	8 5. 5 0 9 1
1 0	9 2. 7 0 9 6
1 1	9 9. 5 3 7 4
1 2	1 0 6. 0 0 4 1
1 3	1 1 2. 1 3 6 2
1 4	1 1 7. 9 4 5 8
1 5	1 2 3. 4 5 7 9

（注）未償却年数は平成24年3月までの期間

A年B月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

=A年の率+ {(A+1)年の率-A年の率} × B / 12

厚生省収年第 3530 号
昭和 61 年 6 月 20 日認可
昭和 61 年 4 月 1 日施行

別表第Ⅱ

生年月日別給付乗率

昭和 2 年 4 月 1 日までに	1 0 0 0 分の 1 1 . 5
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 1 . 3 6
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 1 . 2 2
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 1 . 0 8
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 9 4
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 8 1
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 6 7
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 5 4
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 1 0 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 4 1
昭和 1 0 年 4 月 2 日から昭和 1 1 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 2 9
昭和 1 1 年 4 月 2 日から昭和 1 2 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 1 6
昭和 1 2 年 4 月 2 日から昭和 1 3 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 0 4
昭和 1 3 年 4 月 2 日から昭和 1 4 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 9 1
昭和 1 4 年 4 月 2 日から昭和 1 5 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 7 9
昭和 1 5 年 4 月 2 日から昭和 1 6 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 6 8
昭和 1 6 年 4 月 2 日から昭和 1 7 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 5 6
昭和 1 7 年 4 月 2 日から昭和 1 8 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 4 4
昭和 1 8 年 4 月 2 日から昭和 1 9 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 3 3
昭和 1 9 年 4 月 2 日から昭和 2 0 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 2 2
昭和 2 0 年 4 月 2 日から昭和 2 1 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 9 . 1 1

厚生省収年第2480号
昭和63年3月31日認可
昭和63年4月1日適用

別表第Ⅱ

生年月日別給付乗率

昭和2年4月1日までに	1000分の11.5
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に	1000分の11.36
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に	1000分の11.22
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に	1000分の11.08
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に	1000分の10.94
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に	1000分の10.81
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に	1000分の10.67
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に	1000分の10.54
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に	1000分の10.41
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に	1000分の10.29
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に	1000分の10.16
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に	1000分の10.04
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に	1000分の9.91
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に	1000分の9.79
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に	1000分の9.68
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に	1000分の9.56
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に	1000分の9.5
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に	1000分の9.5
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に	1000分の9.5
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に	1000分の9.5

附則（昭和61年3月31日 厚生省収年第1782号）

別表第Ⅲ 信託会社

信託会社	委託割合
東洋信託銀行株式会社	100分の55
株式会社大和銀行	100分の21
住友信託銀行株式会社	100分の15
三菱信託銀行株式会社	100分の3
三井信託銀行株式会社	100分の3

別表第Ⅳ 生命保険会社

生命保険会社	委託割合
日本生命保険相互会社	100分の1
第一生命保険相互会社	100分の1
三井生命保険相互会社	100分の1

附則（平成7年3月30日 厚生省収年第1504号）

別表第Ⅲ

信託金

又は保険料払込割合表

委託会社名	払込割合	投資一任契約
(法第130条の2第1項)		
東洋信託銀行株式会社	100分の34	
株式会社大和銀行	100分の19	
住友信託銀行株式会社	100分の9	
三菱信託銀行株式会社	100分の7	
三井信託銀行株式会社	100分の5	
日本生命保険相互会社	100分の10	
第一生命保険相互会社	100分の10	
三井生命保険相互会社	100分の1	
(法第130条の2第3項)		
東洋信託銀行株式会社	100分の5	株式会社第一勸業投資顧問

附則（平成8年2月15日 届出 ）

別表第Ⅲ

信託金又は保険料払込割合表

委託会社名	払込割合	投資一任契約
(法第130条の2第1項)		
東洋信託銀行株式会社	100分の34	
株式会社大和銀行	100分の14	
住友信託銀行株式会社	100分の9	
三井信託銀行株式会社	100分の5	
三菱信託銀行株式会社	100分の7	
日本生命保険相互会社	100分の10	
第一生命保険相互会社	100分の10	
三井生命保険相互会社	100分の1	
(法第130条の2第3項)		
東洋信託銀行株式会社	100分の10	株式会社第一勸業投資顧問

附則（平成11年3月9日 届出 ）

別表第Ⅲ

信託金又は保険料払込割合表

委託会社名	払込割合	投資一任契約
(法第130条の2第1項)		
※東洋信託銀行株式会社	100分の34	
株式会社大和銀行	100分の14	
住友信託銀行株式会社	100分の9	
三井信託銀行株式会社	100分の5	
三菱信託銀行株式会社	100分の7	
日本生命保険相互会社	100分の10	
第一生命保険相互会社	100分の10	
三井生命保険相互会社	100分の1	
(法第130条の2第3項)		
東洋信託銀行株式会社	100分の10	株式会社第一勸業投資顧問

※については、年金給付専用ファンド信託契約を締結するものとする。

附則（平成 11 年 3 月 9 日 届出 ）

別表第Ⅲ

信託金又は保険料払込割合表

委託会社名	払込割合	投資一任契約
(法第 130 条の 2 第 1 項)		
※東洋信託銀行株式会社	100分の34	
株式会社大和銀行	100分の14	
住友信託銀行株式会社	100分の9	
三井信託銀行株式会社	100分の5	
三菱信託銀行株式会社	100分の7	
日本生命保険相互会社	100分の10	
(第一特約分)	(100分の100)	
第一生命保険相互会社	100分の10	
(第一特約分)	(100分の100)	
三井生命保険相互会社	100分の1	
(第一特約分)	(100分の100)	
(法第 130 条の 2 第 2 項)	100分の10	
東洋信託銀行株式会社		株式会社第一勸業投資顧問

※については、年金給付専用ファンド信託契約を締結するものとする。

附則（平成12年3月29日 厚生省収年第1848号）

厚生省収年第3077号

平成10年3月31日認可 附則

（特別掛金）

第3条

2 前項の特別掛金の額は、加入員の標準給与の月額に33/1000を乗じて得た額とする。

（特別掛金の負担割合）

第4条 加入員及び事業主は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ掛金を負担する。

(1) 加入員 12.5/33

(2) 事業主 20.5/33

（未償却資産の一括抛出）

第6条 この基金は、この基金の設立事業所が設立事業所でなくなったとき（倒産等による場合を除く。）は、未償却債務を当該設立事業所の事業主から一括徴収するものとし、事業主は、設立事業所でなくなった日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

2 前項の未償却債務の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に脱退日の直前の10月31日におけるこの基金の加入員全員の標準給与月額累計の総額に対する脱退事業所の加入員全員に係る標準給与月額累計の総額の割合を乗じて得た額とする。

(1) 当該設立事業所が設立事業所でなくなった日の属する月の前月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その月）において、附則第3条第2項の規定により算出された当該事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2) 設立事業所でなくなった日の属する月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その翌月）から平成25年4月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担

割合)による。

附則(平成12年3月31日 厚生省収年第2566号)

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の附則第5条の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の附則第5条の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月31日以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の退職年金の受給権を有していた者に支給する当該退職年金の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附則(平成12年7月27日 届出) (第55条第1号、第2号)

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成12年8月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成12年7月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担

割合)による。

附則(平成12年9月21日 届出) (第63条、63条の2、63条の4)

附則

この規約は、平成12年9月14日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附則(平成12年9月21日 届出)

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、平成12年7月1日から同年9月30日までの間にこの基金の加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が92,000円である者又は590,000円である者(当該標準給与の月額の基本となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基本となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)による改正後の法第20条の規定の例により標準給与の基本となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

附則(平成12年10月17日 届出) (第64条第4号、5号、6号、7号)

附則

この規約は、平成12年9月14日から施行する。

附則（平成13年4月18日 届出 ） （第34条の2、第67条、第68条第3項、第4項、第70条、第73条第2項）

附則

この規約は、平成13年1月6日から施行する。

附則（平成13年3月30日 認可厚生労働省発年 第4422号） （第54条第2項、55条第1号、第2号）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成13年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附則（平成13年12月28日認可厚生労働省発年 第2046号 ）

（平成8年3月5日認可）附則第2条及び（平成10年3月31日認可）附則第6条中の「（倒産等による場合を除く。）」を削除する。

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成13年9月12日から適用する

附則（平成14年3月25日 届出 ） （第64条）

附則

この規約は、平成14年1月15日から適用する

附則（平成14年3月28日認可厚生労働省発年 第0328028号）（第49条第1項、第2項）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年3月31日から施行する。

（支給停止に関する経過措置）

第2条 平成14年3月31日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金の給付を受ける権利を有する者の支給停止については、なお従前の例による。

附則（平成14年3月29日 認可厚生労働省発年 第0329252号） （第38条）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する

（加入員の資格に関する経過措置）

第2条 昭和7年4月2日以降に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日においてこの基金の設立事業者で使用される被保険者（加入員である者を除く。）であつて、同年4月1日において引き続き当該事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

附則（平成14年3月28日 認可厚生労働省発年 第0328025号）

（平成10年3月31日認可）附則第3条第2項中「33/1000」を「54/1000」に改める。

第4条第1項中「12.5/33」を「12.5/54」に改め、同条第2号中「20.5/33」を「41.5/54」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成14年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則（平成14年10月10日 認可厚生労働省発年 第25310号） （第4条）

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成14年9月10日から適用する。

附則（平成14年12月26日 認可厚生労働省発年 第1226002号）

（平成10年3月31日認可）附則第6条第2項第2号中「平成25年4月までの期間」を「平成26年6月までの期間」に改め、附則別表中「(注) 未償却年数は平成25年4月までの期間」を「(注) 未償却年数は平成26年6月までの期間」に改める。

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則（平成15年4月23日 認可厚生労働省発年 第0423010号）（第39条、第40条
第2項、第46条第1項、第54条第2項、第3項第1号、第55条第1号、第
57条第2項、第59条）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

第2条 平成15年4月1日以前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

2. 第39条の規定に係わらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額
は、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における
標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第40条第2項の規定に
基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

（給付に関する経過措置）

第3条 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約に基づき退職年金
の給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者の給付については、なお従
前の例による。

2. 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日以前の期間である者（次項に規定するも
のを除く。）が退職年金の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金額は、第
46条第1項の規定に係わらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

（1）平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約に
より算定した退職年金額

（2）平成15年4月1日以後の加入員
期間について、第46条第1項の規定により算定した退職年金額

3. 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した
後、同日以後再びこの基金の加入員となった者に係る退職年金額は、第46条第1項及
び従前の規定に係わらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

（1）平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約によ

り算定した退職年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第46条第1項の規定により算定した退職年金額

4. 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金は、当該各項の規定に基づき算定した退職年金額から当該退職年金に第46条第3項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附則(平成15年3月26日 届出) (第7条、第26条、第34条第8項)

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成15年5月12日から適用する

附則(平成15年4月23日 認可厚生労働省発年 第0423001号)

(平成8年3月5日認可) 附則第2条第2項中「標準給与月額累計の総額」を「報酬標準給与月額累計の総額」に改め、「標準給与月額累計総額」を「報酬標準給与月額累計総額」に改める。

(平成10年3月31日認可) 附則第3条第2項中「標準給与」を「報酬標準給与」に改める。

(平成10年3月31日認可) 附則第6条第2項中「標準給与月額累計の総額」を「報酬標準給与月額累計の総額」に「標準給与月額累計」を「報酬標準給与月額累計」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成14年3月以前の掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による

附則(平成15年11月20日 認可厚生労働省発年 第1120024号)

(平成8年3月5日認可) 附則第2条第1項中「この基金の設立事業所が脱退により設立事業所でなくなったとき」の次に「及び民事再生法、会社更生法、部分合併(基金未加入事業所との部分合併)ならびに部分営業譲渡(基金未加入事業所との部分営業譲渡)などにより加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった場合」を加え、「設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加え、「設立事業所でなくなった月」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の加入員の3分の1から3分の2の減少となった月」を加え、同条第2項中「設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加え、「決算における繰越不足金に」の次に「資産評価調整加算額を加えた額に」を加え、脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額」の次に「(加入員数の増減が大きい事業所については、脱退日以前3年間の平均の加入員数による報酬標準給与月額累計の総額)」を加える。

(平成10年3月31日認可) 附則第6条第1項中「この基金の設立事業所が設立事業所でなくなったとき」の次に「及び民事再生法、会社更生法、部分合併(基金未加入事業所との部分合併)ならびに部分営業譲渡(基金未加入事業所との部分営業譲渡)などにより加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった場合」を加え、「設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加え、同条第2項中「脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額」の次に「(加入員数の増減が大きい事業所については、脱退日以前3年間の平均の加入員数による報酬標準給与月額累計の総額)」を加え、同項第1号中「当該設立事業所が設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加え、括弧中の「設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加え、同項第2号中「設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加え、括弧中の「設立事業所でなくなった日」の次に「あるいは加入員の減少が基準日の3分の1から3分の2の減少となった日」を加える。

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成15年9月24日から適用する。

附則（平成16年3月29日 認可厚生労働省発年 第0329036号）（平成16年4月1日加算型へ変更）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

第2条 平成16年4月1日以前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

（給付に関する経過措置）

第3条 平成16年4月1日以前において、この規約による変更前の東織厚生年金基金規約（以下「改正前規約」という。）に基づき退職年金の給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者（平成16年4月1日以前において、加入員期間10年以上であり、かつ加入員資格を喪失した者（以下「年金受給待期者」という。）を含める）の給付については、平成16年4月1日以降は、代行型給付形態のままプラスアルファ部分の支給乗率は1000分の0.8を適用して年金額を改定し、年金受給待期者の支給開始は、特例支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢と同じとする。ただし、平成16年4月1日以降平成16年9月30日までに、本人より一時金の申請があったものに限り、退職年金額の内1,000分の（代行給付乗率+0.1）を超える年金額の現価額を特例として給付する。給付後の退職年金額は1,000分の（代行給付乗率+0.1）の乗率による年金額とする。なお、一時金の申請件数と金額により基金の財政を圧迫し、基金を継続することが困難となるような状況となったときは、年金受給者ならびに年金受給待期者の給付変更（減額）については、平成16年4月1日に遡及して取り消しをし、変更前の支給乗率による年金額に戻したうえで、給付変更（減額）と変更前の差額を清算し、一時金の支給はしない。

2 昭和19年4月1日以前生まれの加入員で加入員期間の全部又は一部が平成16年4月1日以前の期間である者が第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のうち、基本年金額は、第42条の2第1項の規定に定める額とし、加算年金額は、第42条の3の規定に定める額とする。

3 平成16年4月1日以降に再び加入員の資格を取得した場合は、改正後規約により算定した退職年金等の額とする。

4 前各項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から当該基本年金額に改正後規約第42条の2第3項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とし、退職年金の額は、当該各項の規定に基づき算定した退職年金の額から当該退職年金の額に改正前規約第46

条第3項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成16年3月以前の月に係る掛金については、なお、従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(選択一時金の支給)

第5条 選択一時金は、当分の間、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 加入員期間10年以上である者が、加入員でなくなった後60歳に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

(2) 第1種退職年金の受給権を有する者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給期間が15年に達するまでの間に選択したとき。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、2分の1の割合でできる。ただし、この選択は1回限りとする。

(選択一時金の額)

第6条 選択一時金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合(以下「選択割合」という。)を乗じて得た額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合

第42条の3第1項の規定の例により計算した額に選択一時金の請求をしたときの年齢に応じ、別表Aに定める率を乗じて得た額

(2) 前条第1項第4号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に支給済期間に応じ、別表Bに定める率を乗じて得た額

2 選択時の年齢に1歳未満(月単位)の端数がある場合又は支給済期間に1年未満の端数がある場合における前項に定める率は、別表A又は別表Bに掲げる算式によって計算した率とする。

(第1種退職年金の特例)

第7条 選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第48条の2第1項の規定にかかわらず、附則第5条第2項の規定により選択一時金を請求した場合は、基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に2分の1を乗じて得た額との合算額とする。

(支給の効果)

第8条 選択一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加算適用加入員となったときは、その選択一時金の額の算定の基礎となった加算適用加入員期間については、再びこの基金に加入した後の加算適用加入員期間とは合算しないものとする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第9条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であって、第76条の3に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成16年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成16年4月1日以後の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率 = A/B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成16年4月1日以後の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成16年4月1日以後の加入員期間の月数

附則 (平成16年5月26日 認可厚生労働省発年 第0506025号)

(平成8年3月5日認可) 附則第2条第2項中「4月から9月」を「4月から8月」に改め、同項中「脱退日の直前の10月31日」を「脱退日の直前の9月30日」に改める。

(平成10年3月31日認可) 附則第3条及び第4条を削り、附則第5条を第3条とし、附則第6条を第4条とし、同条第2項中「脱退日の直前の10月31日」を「脱退日の直前の9月30日」に改め、同項第1号中「附則第3条第2項」を「規約第54条の2及び54条の4」に改め、同項第2号中「平成26年6月までの期間」を「平成24年1月までの期間」に改める。附則別表中「(注)未償却年数は平成26年6月までの期間」を「(注)未償却年数は平成24年1月までの期間」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成16年3月以前の月に係る特別掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附則（平成17年3月24日 届出 ） （第54条第2項、第55条）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成17年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則（平成17年3月31日 届出 ） （第7条、第26条）

附則

この規約は、平成17年5月12日から施行する。

附則（平成17年4月13日 認可関東信越厚生局発年第0413003号） （第2条）

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成17年4月13日 認可関東信越厚生局発年第0413004号） （第4条）

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する

附則（平成17年10月12日 届出 ） （第48条、第48条の2第3項、第64条第7号エ）

附則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附則（平成18年1月12日 認可関東信越厚生局発年第0112062号）（第40条、第55条の2）

附則

（施行期日）

第1条

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

（標準給与の決定及び改定の方法に関する経過措置）

第2条

第40条第1項の規定にかかわらず、法第23条の2の規定は平成17年4月以降に終了した育児休業等について適用する。

2 第40条第2項の規定にかかわらず、法第26条第1項の規定は平成17年4月以降の標準給与について適用する。

（育児休業等期間中の掛金の特例に関する経過措置）

第3条

平成17年4月1日前にこの規約による変更前の第55条の2の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成17年4月1日前に育児休業等を開始した者（前項に規定する者を除く。）については、第55条の2中「その育児休業等を開始した日」とあるのは「平成17年4月1日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（掛金に関する経過措置）

第4条

平成17年4月1日前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則（平成18年3月13日 認可関東信越厚生局発年第0313012号）（第48条の4第2項、第4項）

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年6月8日 認可関東信越厚生局発年第0608025号）（第54条第2項、第54条の2第2項、第54条の4第2項、第55条）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成18年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則（平成18年8月30日 認可関東信越厚生局発年第0830026号）（附則別表）

附則 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年8月30日 認可関東信越厚生局発年第0830025号）（第57条）

附則 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成19年3月30日 認可関東信越厚生局発年第0330073号）（ホ-ルビ-リテイ関係）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用日前の中途脱退者に係る経過措置）

第2条 この規約による変更前の規約第62条の2に規定する中途脱退者（平成17年9月30日までに加入員の資格を喪失した者に限る。）の取り扱いについては、なお従前の

例による。

(適用日前の再加入者に係る経過措置)

第3条 平成17年9月30日までに再びこの基金の加入員となった者の取り扱いについては、なお従前の例による。

(連合会基本加算年金額に相当する部分の選択一時金の特例)

第4条 この基金の加入員であって、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第9条の規定による改正前の法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、平成17年9月30日において適用されている連合会の規約の定めるところにより、当該加入員が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

2 前項に定める者であって加入員の資格を喪失した日において中途脱退者となるものに支給する選択一時金は、第51条に規定する脱退一時金とみなす。

附則（平成19年4月3日 認可関東信越厚生局発年第0402022号）（第4条）

附則 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成19年4月24日 認可関東信越厚生局発年第0424034号）（第54条の2第2項、第54条の4第2項、第55条、附則別表）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成19年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則（平成19年6月29日 認可厚生労働省発年第0629018号）（第54条の2第4項、第54条の4第3項）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成19年6月29日 認可厚生労働省発年第0629019号）

東織厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成8年3月5日認可）附則第2条を次のように改める。

（未償却債務の一括拋出）

第2条

この基金の設立事業所が脱退により設立事業所でなくなったときは、給付に要する費用に充てるため、当該設立事業所の事業主は、設立事業所でなくなった日における当該設立事業所に係る未償却債務の額を全額負担し、設立事業所でなくなった月の翌月末日までにこの基金に納付しなければならない。

2 前項の未償却債務の額は、前年度（設立事業所でなくなった日の属する月が4月から8月までの場合においては前々年度をいう。以下この条において同じ。）の決算における繰越不足金に資産評価調整加算額を加えた額に、脱退日の直前の9月30日から過去5年間の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額に対する脱退日の直前の9月30日から過去5年間の脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額の割合を乗じて得た額と次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に脱退日の直前の9月30日から過去5年間の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額に対する脱退日の直前の9月30日から過去5年間の脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

(1)当該設立事業所が設立事業所でなくなった日の属する月の前月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その月）において、規約第54条の2及び第54条の4の規定により算出された当該事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2)設立事業所でなくなった日の属する月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その翌月）から平成25年10月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率。

3 設立事業所が民事再生法、会社更生法、部分合併（基金未加入事業所との部分合併）ならびに部分営業譲渡（基金未加入事業所との部分営業譲渡）により加入員数の減少が基準日（直前の9月30日をいう。以下、この条において同じ。）の加入員数の3分の1以上の減少となった場合は、減少となった加入員数に係る未償却債務を当該設立事業所の事業主から一括徴収するものとし、事業主は加入員数の減少が基準日の加入員数の3分の1以上の減少となった日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

4 前項の未償却債務の額は、第2項で得た額に基準日における当該事業所の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額に対する減少となった加入員に係る報酬標準給与月額累計の総額の割合を乗じて得た額とする。

5 第2項の規定に係わらず、第4項による額を納入後に設立事業所が脱退により設立事業所でなくなった場合の未償却債務の額は、前年度の決算における繰越不足金に資産評価調整加算額を加えた額に、脱退日の直前の9月30日の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額に対する脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額の割合を乗じて得た額と次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に脱退日の直前の9月30日の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額に対する脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

(1)当該設立事業所が設立事業所でなくなった日の属する月の前月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その月）において、規約第54条の2及び第54条の4の規定により算出された当該事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2)設立事業所でなくなった日の属する月（設立事業所でなくなった日が月末のときは、その翌月）から平成25年10月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率。

6 第2項の脱退日直前の9月30日は、平成15年以前については、10月31日に読み替える。

東織厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成10年3月31日認可）附則を次のように改める。

第1条から第4条を削る。

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成19年6月29日 認可厚生労働省発年 第0629020号）（第57条第4項）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附則（平成19年6月29日 認可厚生労働省発年 第0629021号）（第57条第4項1号、2号、3号）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成20年6月4日 認可厚生労働省発年 第0604062号）（第42条の2第2項、第48条の2の2、第49条の2の2、第62条の2の2、第63条の2第3項1号、第63条の2第4項1号）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則（平成21年7月2日 認可厚生労働省発年0702第2号）（第48条の4、第49条の4）（平成20年2月26日 認可附則第5条）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成20年9月17日（以下「適用日」という。から適用する。

（在職等による支給停止に関する経過措置）

第2条 適用日前において、この規約による変更前の規約第48条の4第3項及び第4項の規定により支給停止されている者については、既に支給停止された金額を一括して支給するものとする。

附則（平成22年5月11日 認可厚生労働省発年0511第15号）（第48条の4、第49条の4）（平成8年3月5日 認可附則第2条第2項第2号、同条第5項第2号、附則別表）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成22年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則（平成23年3月8日 認可厚生労働省発年0308第14号）（第54条の3第2項、第54条の4第3項、第55条）（平成8年3月5日 認可附則第2条第2項第2号、同条第5項第2号、附則別表）

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成23年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則（平成22年11月22日届出）（第7条、第26条）

附則

この規約は、次期総選挙から施行する。

附則（平成24年7月25日 認可厚生労働省発年0725第11号）（第57条第4項）

東織厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成8年3月5日認可）附則第2条第1項、第2項、第3項、第3条第1項、第2項、第3項、第4項を次のように改める。

（脱退事業所に係る未償却債務の一括拋出）

第2条

この基金の設立事業所が脱退により設立事業所でなくなったとき（脱退前に破産手続開始の決定を受けたときを含む。）は、給付に要する費用に充てるため、当該設立事業所（以下「脱退事業所」という。）の事業主は、設立事業所でなくなった日（破産手続開始の決定を受けた日を含む。以下「脱退日」という。）における当該設立事業所に係る未償

却債務の額を全額負担し、設立事業所でなくなった月（破産手続開始の決定を受けた月）の翌月末日までにこの基金に納付しなければならない。

ただし、当該脱退に関する事実の判明が遅れた場合は、この限りでない。

- 2 前項の未償却債務の額は、前年度（設立事業所でなくなった日の属する月が4月から8月までの場合においては前々年度をいう。以下同じ。）の決算における繰越不足金（剰余金の処分又は不足金処理後の繰越不足金をいう。以下同じ。）に資産評価調整加算額を加えた額に、脱退日の直前の9月30日から過去5年間の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額に対する脱退日の直前の9月30日から過去5年間の脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額の割合（以下「報酬標準給与割合（5年平均）」という。）を乗じて得た額と次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に報酬標準給与割合（5年平均）を乗じて得た額を合算した額とする。

(1) 脱退日の属する月の前月（脱退日が月末のときは、その月）において、規約第54条の2及び第54条の4の規定により算出された脱退事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2) 脱退日の属する月（脱退日が月末のときは、その翌月）から平成40年2月までの期間（以下「未償却年数」という。）に応じて附則別表に定める率。

- 3 前項の規定に係わらず、次条第4項による額を納入後に設立事業所が脱退事業所となった場合の未償却債務の額は、前年度の決算における繰越不足金に資産評価調整加算額を加えた額に、脱退日の直前の9月30日の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額に対する脱退事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額の割合（以下「報酬標準給与割合」という。）を乗じて得た額と次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に報酬標準給与割合を乗じて得た額を合算した額とする。

(1) 脱退日の属する月の前月（脱退日が月末のときは、その月）において、規約第54条の2及び第54条の4の規定により算出された脱退事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2) 脱退日の属する月（脱退日が月末のときは、その翌月）から未償却年数に応じて附則別表に定める率。

（加入員数減少事業所に係る未償却債務の一括拋出）

第3条

設立事業所が、次の各号に掲げる事由により加入員数の減少となった場合、当該事業所（以下「加入員数減少事業所」という。）の減少となった加入員（以下「減少加入員」という。）に係る未償却債務を加入員数減少事業所の事業主から一括徴収するものとし、事業主は加入

員数が減少した日（以下「加入員数減少日」という。）の属する月の翌月末日までに納付

するものとする。

(1) 民事再生法又は会社更生法の適用

(2) 会社分割（会社分割後のすべての事業所がこの基金の設立事業所となる場合を除き、設立事業所以外の実業所との部分合併の場合を含む。）

(3) 事業の全部又は一部の譲渡（他の設立事業所に譲渡する場合を除く。）

2 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の資格喪失をこの基金に届け出るときに、当該資格喪失が前項の事由によるものである場合は、その旨を併せて申し出なければならない。

3 この基金は、第1項の事由を確認するために、加入員の資格喪失を届け出た設立事業所の事業主に対して、加入員数減少の理由の説明を求めことができ、説明を求められた事業主は、この基金に対し、加入員数減少の理由を説明しなければならない。

4 第1項の未償却債務の額は、前年度の決算における繰越不足金に資産評価調整加算額を加えた額に、加入員数減少日の直前の9月30日から過去5年間の基金の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額に対する加入員数減少日の直前の9月30日から過去5年間の加入員数減少事業所の加入員全員に係る報酬標準給与月額累計の総額を5で除した額の割合（以下「加入員数減少事業所の報酬標準給与割合（5年平均）」という。）を乗じて得た額と次の第1号に定める額に第2号に定める率を乗じて得た額に加入員数減少事業所の報酬標準給与割合（5年平均）を乗じて得た額を合算した額に加入員数減少日の直前の9月30日における加入員数減少事業所の加入員全員の報酬標準給与月額累計の総額に対する減少加入員に係る報酬標準給与月額累計の総額の割合を乗じて得た額とする。

(1) 加入員数減少日の属する月の前月（加入員数減少日が月末のときは、その月）において、規約第54条の2及び第54条の4の規定により算出された加入員数減少事業所を含む全設立事業所の特別掛金の総額

(2) 加入員数減少日の属する月（加入員数減少日が月末のときは、その翌月）から未償却年数の期間に応じて附則別表に定める率。

附則

この規約は、認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

厚生省収年第2566号
平成12年3月31日認可
平成12年4月1日施行

別表第Ⅱ

生年月日別給付乗率

昭和2年4月1日までに	1000分の11.5
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に	1000分の11.36
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に	1000分の11.22
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に	1000分の11.08
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に	1000分の10.94
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に	1000分の10.81
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に	1000分の10.67
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に	1000分の10.54
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に	1000分の10.41
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に	1000分の10.29
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に	1000分の10.16
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に	1000分の10.04
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に	1000分の9.91
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に	1000分の9.381
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に	1000分の9.277
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に	1000分の9.163
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に	1000分の9.125
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に	1000分の9.125
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に	1000分の9.125
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に	1000分の9.125

厚生省収年第 0423001 号
平成 15 年 4 月 23 日認可
平成 15 年 4 月 1 日適用

別表第Ⅱ

生年月日別給付乗率

昭和 2 年 4 月 1 日までに	1 0 0 0 分の 1 1 . 5
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 1 . 3 6
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 1 . 2 2
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 1 . 0 8
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 9 4
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 1 0 . 8 1
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 8 . 2 0 8
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 8 . 1 0 8
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 1 0 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 8 . 0 0 8
昭和 1 0 年 4 月 2 日から昭和 1 1 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 9 1 5
昭和 1 1 年 4 月 2 日から昭和 1 2 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 8 1 5
昭和 1 2 年 4 月 2 日から昭和 1 3 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 7 2 3
昭和 1 3 年 4 月 2 日から昭和 1 4 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 6 2 3
昭和 1 4 年 4 月 2 日から昭和 1 5 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 2 1 6
昭和 1 5 年 4 月 2 日から昭和 1 6 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 1 3 6
昭和 1 6 年 4 月 2 日から昭和 1 7 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 0 4 8
昭和 1 7 年 4 月 2 日から昭和 1 8 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 0 1 9
昭和 1 8 年 4 月 2 日から昭和 1 9 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 0 1 9
昭和 1 9 年 4 月 2 日から昭和 2 0 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 0 1 9
昭和 2 0 年 4 月 2 日から昭和 2 1 年 4 月 1 日までの間に	1 0 0 0 分の 7 . 0 1 9

厚生労働省発 0329036 号

平成 16 年 3 月 29 日認可

平成 16 年 4 月 1 日施行

別表第三

生年月日別給付乗率

昭和 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 10.00
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.86
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.72
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.58
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.44
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.31
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.17
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.954
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.854
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.762
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.662
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.569
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.469
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.377
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.978
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.890
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.802
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.722
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.642
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.562
昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 22 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.481

厚生労働省発第 0226001 号

平成 20 年 2 月 26 日認可

平成 19 年 4 月 1 日適用

別表第IV

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者	1000 分の 10.0
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.86
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.72
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.58
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.44
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.31
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.17
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.954
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.854
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.762
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.662
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.569
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.469
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 6.377
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.978
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.890
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.802
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.722
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.642
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 5.562

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第62条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)

第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、改正後の規約第42条の2第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（以下「減額対象期間」という。）の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第42条の2第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準給与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第IVの左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
- (2) 減額対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の7.125（附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

2 法第26条第1項に該当する者の前項における減額相当額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置)

第3条 改正後の規約において、第42条の2第5項、第48条の4第3項、第48条の6、第49条の4及び第49条の6の規定は、平成19年4月1日前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置)

第4条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成1

5年4月1日前の期間である場合は、改正後の規約第42条の2第5項中「第1項及び第2項の規定」とあるのを「第1項、第2項及び東京織物厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年4月23日認可。厚生労働省発年第0423010号）附則第2条の規定」と読み替えて適用するものとする。

（70歳台の在職者に係る支給停止に関する経過措置）

第5条 改正後の規約において、第48条の4第4項及び第49条の4の規定は、平成19年4月1日前において65歳以上の者については、適用しない。

附則別表

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.230

厚生労働省発年 第 0329036 号

平成 16 年 3 月 29 日認可

平成 16 年 4 月 1 日施行

別表 A

昭和 28 年 4 月 1 日以前に生まれた男子

昭和 33 年 4 月 1 日以前に生まれた女子

選択一時金乗率表

脱退一時金乗率表

遺族一時金乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
18 歳	1.0834	40 歳	3.5182
19	1.1430	41	3.7118
20	1.2058	42	3.9158
21	1.2721	43	4.1312
22	1.3421	44	4.3584
23	1.4159	45	4.5981
24	1.4938	46	4.8510
25	1.5760	47	5.1178
26	1.6626	48	5.3994
27	1.7541	49	5.6963
28	1.8505	50	6.0098
29	1.9523	51	6.3401
30	2.0597	52	6.6888
31	2.1730	53	7.0567
32	2.2925	54	7.4451
33	2.4186	55	7.8543
34	2.5516	56	8.2865
35	2.6919	57	8.7423
36	2.8400	58	9.2231
37	2.9961	59	9.7301
38	3.1610	60 歳以上	10.2652
39	3.3349		

(注) A 歳 B カ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日の間に生まれた男子

昭和 33 年 4 月 2 日から昭和 35 年 4 月 1 日の間に生まれた女子

選択一時金乗率表

脱退一時金乗率表

遺族一時金乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
18 歳	1.0269	40 歳	3.3349
19	1.0834	41	3.5182
20	1.1430	42	3.7118
21	1.2058	43	3.9158
22	1.2721	44	4.1312
23	1.3421	45	4.3584
24	1.4159	46	4.5981
25	1.4938	47	4.8510
26	1.5760	48	5.1178
27	1.6626	49	5.3994
28	1.7541	50	5.6963
29	1.8505	51	6.0098
30	1.9523	52	6.3401
31	2.0597	53	6.6888
32	2.1730	54	7.0567
33	2.2925	55	7.4451
34	2.4186	56	7.8543
35	2.5516	57	8.2865
36	2.6919	58	8.7423
37	2.8400	59	9.2231
38	2.9961	60	9.7301
39	3.1610	61 歳以上	10.2652

(注) A 歳 B カ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 32 年 4 月 1 日の間に生まれた男子

昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 37 年 4 月 1 日の間に生まれた女子

選択一時金乗率表

脱退一時金乗率表

遺族一時金乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
18 歳	0.9734	41 歳	3.3349
19	1.0269	42	3.5182
20	1.0834	43	3.7118
21	1.1430	44	3.9158
22	1.2058	45	4.1312
23	1.2721	46	4.3584
24	1.3421	47	4.5981
25	1.4159	48	4.8510
26	1.4938	49	5.1178
27	1.5760	50	5.3994
28	1.6626	51	5.6963
29	1.7541	52	6.0098
30	1.8505	53	6.3401
31	1.9523	54	6.6888
32	2.0597	55	7.0567
33	2.1730	56	7.4451
34	2.2925	57	7.8543
35	2.4186	58	8.2865
36	2.5516	59	8.7423
37	2.6919	60	9.2231
38	2.8400	61	9.7301
39	2.9961	62 歳以上	10.2652
40	3.1610		

(注) A 歳 B カ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 34 年 4 月 1 日の間に生まれた男子

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日の間に生まれた女子

選択一時金乗率表

脱退一時金乗率表

遺族一時金乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
18 歳	0.9226	41 歳	3.1610
19	0.9734	42	3.3349
20	1.0269	43	3.5182
21	1.0834	44	3.7118
22	1.1430	45	3.9158
23	1.2058	46	4.1312
24	1.2721	47	4.3584
25	1.3421	48	4.5981
26	1.4159	49	4.8510
27	1.4938	50	5.1178
28	1.5760	51	5.3994
29	1.6626	52	5.6963
30	1.7541	53	6.0098
31	1.8505	54	6.3401
32	1.9523	55	6.6888
33	2.0597	56	7.0566
34	2.1730	57	7.4451
35	2.2925	58	7.8541
36	2.4186	59	8.2865
37	2.5516	60	8.7423
38	2.6919	61	9.2231
39	2.8400	62	9.7301
40	2.9961	63 歳以上	10.2652

(注) A 歳 B カ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日の間に生まれた男子

昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日の間に生まれた女子

選択一時金乗率表

脱退一時金乗率表

遺族一時金乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
18 歳	0.8745	42 歳	3.1610
19	0.9226	43	3.3349
20	0.9734	44	3.5182
21	1.0269	45	3.7118
22	1.0834	46	3.9158
23	1.1430	47	4.1312
24	1.2058	48	4.3584
25	1.2721	49	4.5981
26	1.3421	50	4.8510
27	1.4159	51	5.1178
28	1.4938	52	5.3994
29	1.5760	53	5.6963
30	1.6626	54	6.0098
31	1.7541	55	6.3401
32	1.8505	56	6.6888
33	1.9523	57	7.0566
34	2.0597	58	7.4451
35	2.1730	59	7.8541
36	2.2925	60	8.2865
37	2.4186	61	8.7423
38	2.5516	62	9.2231
39	2.6919	63	9.7301
40	2.8400	64 歳以上	10.2652
41	2.9961		

(注) A 歳 B カ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた男子

昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた女子

選択一時金乗率表

脱退一時金乗率表

遺族一時金乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
18 歳	0.8290	42 歳	2.9961
19	0.8745	43	3.1610
20	0.9226	44	3.3349
21	0.9734	45	3.5182
22	1.0269	46	3.7118
23	1.0834	47	3.9158
24	1.1430	48	4.1312
25	1.2058	49	4.3584
26	1.2721	50	4.5981
27	1.3421	51	4.8510
28	1.4159	52	5.1178
29	1.4938	53	5.3994
30	1.5760	54	5.6963
31	1.6626	55	6.0098
32	1.7541	56	6.3401
33	1.8505	57	6.6888
34	1.9523	58	7.0566
35	2.0597	59	7.4451
36	2.1730	60	7.8541
37	2.2925	61	8.2865
38	2.4186	62	8.7423
39	2.5516	63	9.2231
40	2.6919	64	9.7301
41	2.8400	65 歳以上	10.2652

(注) A 歳 B カ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

別表B

選択一時金乗率表

遺族一時金乗率表

支給済期間	乗率
0年	10.2652
1	9.8071
2	9.3238
3	8.8140
4	8.2761
5	7.7086
6	7.1099
7	6.4782
8	5.8118
9	5.1088
10	4.3671
11	3.5846
12	2.7591
13	1.8882
14	0.9694
15	0.0000

(注) A歳Bカ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{年の率} - A\text{年の率} \} \times B / 12$$

未償却年数別乗率

未償却年数	率
0年	0.0000
1	11.7790
2	23.1598
3	34.1556
4	44.7796
5	55.0444
6	64.9620
7	74.5443
8	83.8025
9	92.7476
10	101.3903
11	109.7406
12	117.8086
13	125.6038
14	133.1354
15	140.4123
16	147.4431
17	154.2361
18	160.7994
19	167.1408
20	173.2677

(注) 未償却年数は平成 24 年 1 月までの期間

A 年 B 月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{(A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率}\} \times B / 12$$

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成19年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

未償却年数別乗率

未償却年数	率
0年	0.0000
1	11.7790
2	23.1598
3	34.1556
4	44.7796
5	55.0444
6	64.9620
7	74.5443
8	83.8025
9	92.7476
10	101.3903
11	109.7406
12	117.8086
13	125.6038
14	133.1354
15	140.4123
16	147.4431
17	154.2361
18	160.7994
19	167.1408
20	173.2677

(注) 未償却年数は平成 25 年 10 月までの期間

A 年 B 月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{(A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率}\} \times B / 12$$

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成19年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則別表

未償却年数別乗率

未償却年数	率
0年	0.0000
1	11.7790
2	23.1598
3	34.1556
4	44.7796
5	55.0444
6	64.9620
7	74.5443
8	83.8025
9	92.7476
10	101.3903
11	109.7406
12	117.8086
13	125.6038
14	133.1354
15	140.4123
16	147.4431
17	154.2361
18	160.7994
19	167.1408
20	173.2677

(注) 未償却年数は平成 28 年 9 月までの期間

A 年 B 月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{(A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率}\} \times B / 12$$

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成22年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による

附則別表

未償却年数別乗率

未償却年数	率
0年	0.0000
1	11.7790
2	23.1598
3	34.1556
4	44.7796
5	55.0444
6	64.9620
7	74.5443
8	83.8025
9	92.7476
10	101.3903
11	109.7406
12	117.8086
13	125.6038
14	133.1354
15	140.4123
16	147.4431
17	154.2361
18	160.7994
19	167.1408
20	173.2677

(注) 未償却年数は平成 40 年 2 月までの期間

A 年 B 月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{(A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率}\} \times B / 12$$

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成23年3月以前の掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による